

# 住所変更等についてのQ&A

地番変更後、皆様には各所で住所変更手続きが必要になる場合がございます。そのため、よくあるお問合せとその回答についてご紹介いたします。

このほかに別紙の「お手続き一覧」（お問い合わせ先を掲載しています）もあわせてご覧ください。市役所以外での手続きの詳細は、各手続き先にお問い合わせください。

## ① 町名地番変更通知書・証明書について

Q1：町名地番変更通知書と町名地番変更証明書の違いは何ですか？

A1：町名地番変更通知書は、市が変更した新旧の地番を世帯主や事業主等にお知らせする文書です。証明用には使用できません。

町名地番変更証明書は、市が変更した新旧の地番について証明する文書です。運転免許証の住所変更手続き等に使用することができます。

Q2：町名地番変更通知書は、いつ頃発行されますか？

A2：地番変更日後に世帯主や事業主等に郵送します。

Q3：町名地番変更通知書は、世帯主や事業主等以外でも市民課の窓口で発行してもらえますか？

A3：世帯主や事業主等以外の方には発行できません。

Q4：町名地番変更証明書は、誰でも市民課の窓口で発行してもらえますか？

A4：証明書はどなたにでも発行できます（個人名等の記載はありません）。申請の際に運転免許証等での本人確認を実施しています。

Q5：町名地番変更証明書は、いつ頃発行してもらえますか？

A5：地番変更後に市民課の窓口で発行できます。また、変更日に世帯主や事業主等に対して郵送も致します。

Q6：町名地番変更証明書の発行は、いつまで無料で発行してもらえますか？

A6：特に期限はありません。

Q7：町名地番変更証明書の有効期限はありますか？

A7：市では有効期限を定めていませんが、提出先によっては有効期限を定めている場合があります。

Q8：市内に本籍のある人は、市で本籍の地番を変更してもらえますか？

A8：地番整理区域内の本籍は、市で変更して戸籍筆頭者等に通知します。

Q9：市外に本籍のある人は、市で戸籍の附票に記載の住所を変更してもらえますか？

A9：戸籍の附票の住所変更については、東大和市からの通知で各本籍地の市町村役場が変更します。

## ② 登記簿(土地・建物)の所在・地番の変更及び所有者の住所変更について

Q10: **登記簿の所在・地番の変更及び所有者の住所変更はどこで行いますか？**

A10: 登記簿表題部の所在・地番の変更は登記所（東京法務局立川出張所）が行いますが、所有者の住所欄の変更は、各自で登記所にて住所変更登記申請をしていただく必要があります。

Q11: **登記簿の所有者の住所変更登記申請は必ず行わなければならないのですか？**

A11: 特に規定はありませんが、将来、売買や相続による権利移転の登記をする場合には、権利者と申請者が同一人であることの確認が求められます。個人の事情によりますが、早めの登記申請をお勧めします。

Q12: **住所変更登記を司法書士に依頼した場合に費用の助成等がありますか？**

A12: 助成等はありません。

Q13: **住所変更登記申請完了後、確認のために取る全部事項証明書(登記簿謄本)は有料ですか？**

A13: 全部事項証明書を取る場合は確認のためでも有料です。

Q14: **住所変更登記手数料は無料ですか？**

A14: 登記簿上の住所が地番整理区域の方は無料です。それ以外の住所の方は原則有料となります。

## ③ 住基カード・マイナンバー通知カード・マイナンバーカードの変更について

(紙製) (写真付きカード)

Q15: **住民基本台帳カードやマイナンバー通知カード、マイナンバーカードの変更手続きは必要ですか？**

A15: 住民基本台帳カード（顔写真付き）をお持ちの方は、変更手続きを行う必要があります。

また、どなたも紙製のマイナンバー通知カードか、写真付きプラスチック製のマイナンバーカードのどちらかを所有されていると思われます。両方とも住所変更を行う必要があります。お手数ですが、カードを市民課窓口へ持参してください。

- ・マイナンバー通知カードの手続きには本人確認書類\*が別途必要となります。
  - ・住民基本台帳カード、マイナンバーカードの手続きにつきましては、本人確認書類は不要ですが、カードの電子データの書き換えのため、4ケタの暗証番号が必要となります。
- ※本人確認書類については、顔写真付きのもの（運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、パスポート、障害者手帳など）は1点、顔写真がないもの（各種保険証、介護保険証、社員証、学生証、金融機関の通帳など）は2点必要となります（いずれも有効期限内のものに限ります）。

Q16: **カード類の住所変更は、代理人でも手続き可能ですか？**

A16: 代理人が手続きする場合は委任状が必要となります。住民票上、同世帯の方については委任状がなくても世帯構成員の住民基本台帳カード、マイナンバー通知カード及びマイナンバーカードの住所変更を行うことができます。ただし、住民基本台帳カードおよびマイナンバーカードの住所変更の際には4ケタの暗証番号が必要となります。

Q17：**マイナンバーカード(写真付き)を申請するときに旧住所が記載された申請書は使えますか？**

A17：地番変更が行われた後でも当初送付された申請書（マイナンバー通知カードと一体になっている申請書）は利用できます。

Q18：**マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、コンビニ交付サービスを利用できますか？**

A18：今回の地番変更に関し、マイナンバーカードの住所書き換えを行わなかった場合でもコンビニ交付サービスを利用できます\*1が、早めの住所変更手続きをお願いします。

Q19：**マイナンバーカードの住所変更手続きをしなくても、e-taxはできますか？**

A19：利用できます。\*2

※1 地番変更を行うために、旧住所の職権修正が必要となる方（別紙町名地番変更通知の「職権修正前住所」欄に住所記載がある方）は、住所変更手続きをしないと、コンビニ交付の利用ができません。

※2 地番変更を行うために、旧住所の職権修正が必要となる方は、ご本人が、カードの住所変更手続き及び、署名用電子証明書の再発行をしないと、e-taxの利用ができません。

#### **④ 運転免許証・パスポートの住所及び本籍変更について**

Q20：**運転免許証の書き換えは、どこで行うのですか？**

A20：東京都内の警察署や運転免許更新センター、運転免許試験場で住所変更手続きが可能です。

Q21：**運転免許証の本籍変更も、町名地番変更証明書で手続きできますか？**

A21：本籍の変更につきましても、町名地番変更証明書で手続きできます。

Q22：**パスポートの住所変更手続きは必要ですか？**

A22：パスポートの住所は記載事項となっておりませんので、変更手続きは不要です。

#### **⑤ 年金・保険・金融機関などへの住所変更について**

Q23：**年金の住所変更は、どのように行うのですか？**

A23：年金を受給されている方、国民年金・厚生年金に加入中の方、第3号被保険者の方、いずれも届出は原則不要です。ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されていない方や成年後見を受けている方などは、届出が必要となります。

ご不明な点は立川年金事務所（代表：042-523-0352）にお問い合わせください。

Q24：**企業年金(業種別基金)は、自分で住所変更手続きを行うのですか？**

A24：公的年金以外の年金については、企業年金等それぞれ所管する事務所にご確認ください。

Q25：**生命保険、傷害保険、損害保険、自動車保険等の住所変更手続きはどのように行うのですか？**

A25：お手数ですが、保険会社へお問い合わせください。

Q26：**金融機関等への住所変更手続きは必要ですか？**

A26：お手数ですが、金融機関等へお問い合わせください。

## ⑥ 郵便物・配送物について

Q27：旧住所に配送される郵便物等は、いつまで配達してもらえますか？

A27：おおよそ1年間は、旧住所であっても配達されますが、お友達やお知り合い、ご親戚の方、お勤め先や通学先などには早めにご連絡いただくことをお勧めします。また、変更後は新住所を使用してください。

Q28：「郵便物等不在連絡票」が届いた場合等で、新住所がわかる身分証明等がなくても郵便局で荷物を受け取れますか？

A28：郵便局には、市から事前に新旧地番対照表を提供しておりますので、新旧どちらでも可能です。

Q29：知人や親類などに新しい住所を知らせるには、どうすればよいですか？

A29：新しい住所のお知らせは、郵便局の住所変更通知用の無料ハガキをお使いください。1世帯につき30枚送付していますが、さらに必要な場合は、市民課までお問い合わせください。

## ⑦ 車検証等の住所変更について

Q30：自動車検査証(車検証)等の住所変更手続きはしなければいけないのですか？

A30：地番変更による住所変更手続きが必要となります。

## ⑧ 電気・ガス・水道・下水道・電話などの住所変更について

Q31：電気・ガス・水道・下水道・電話などの公共事業者への住所変更は、市で依頼してもらえますか？

A31：主要な公共事業者に個人情報を除いた「新旧地番対照表」「新旧地番対照図」などの資料を提供しています。数か月たっても請求内訳書等の送付先が旧住所のままであった場合は、各事業者にお問い合わせください。

## ⑨ 保育園・学校への住所変更について

Q32：市内の保育園・幼稚園等に通園している場合は、住所変更届は必要ですか？

A32：市役所での手続きは不要です。在籍している保育園・幼稚園等への届出については、各施設へお問い合わせください。

Q33：市内の小・中学校に通学している場合は、住所変更届は必要ですか？

A33：基本的に手続きは不要です。

Q34：高校、大学等に通っている場合に住所変更届は必要ですか？

A34：当該学校の担当部門にお問い合わせの上、所定の手続きをお願いします。

## ⑩ その他

Q35：住所変更の手続きは、いつから行えますか？

A35：変更後に市から町名地番変更証明書を受領した後となります。

Q36：会社の社印や請求書等で住所が記載されているものの変更費用に、市から助成等はないのですか？

A36：助成等はありません。